

建設工事に係る委託業務における最低制限価格算定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松山市契約規則（平成20年規則第11号）第12条第1項第2号に基づき、建設工事に係る委託業務の最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、補償コンサルタント業務についてはこの限りでない。

(最低制限価格の算定方法)

第2条 最低制限価格は、対象業務の予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）、第3項及び第4項において同じ。）を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては、3分の2。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）、第3項及び第4項において同じ。）を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

2 前項の各号に掲げる業務を複数含む対象業務にあつては、それぞれ各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その合計額が、対象業務の予定価格に10分の8.1（発注業種が測量業務にあつては10分の8.2、発注業種が地質調査業務にあつては10分の8.5。以下この項において同じ。）を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6（発注業種が地質調査業務にあつては、3分の2。以下この項において同じ。）を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とする。

3 前2項において、第1項各号の規定により算出できない部分があるときは、当該算出できない部分に10分の8.1を乗じて得た額から10分の6を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を対象業務の予定価格に10分の8.1を乗じて得た額から10分の6を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

（その他）

第3条 この基準に定めるもののほか、建設工事に係る委託業務の入札における最低制限価格の運用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成28年10月1日から施行する。

2 この改正後の基準は、平成28年10月1日以後に入札公告等を行う工事に係る委託

業務について適用し、同日前に入札公告等を行った工事に係る委託業務については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この改正後の基準は、平成29年10月1日以後に入札公告等を行う工事に係る委託業務について適用し、同日前に入札公告等を行った工事に係る委託業務については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年9月30日までに契約を締結し、かつ、成果物の引渡しを受けることが見込まれる工事に係る委託業務についての第2条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の110」とあるのは、「100分の108」とする。

付 則

- 1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の第2条の規定は、この基準の施行の日以後に入札公告等を行う工事に係る委託業務について適用し、同日前に入札公告等を行った工事に係る委託業務については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の第2条の規定は、この基準の施行の日以後に入札公告等を行う工事に係る委託業務について適用し、同日前に入札公告等を行った工事に係る委託業務については、なお従前の例による。